

## 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料（※1）（法第11条第1項ただし書又は法第12条第二項ただし書）

★ 建築確認申請に係る申請手数料に加え、下表に記載の省エネ基準適合に係る審査手数料が加算されます。

|        |                                            |         |
|--------|--------------------------------------------|---------|
| 住<br>宅 | (一) 一戸建て住宅                                 |         |
|        | 当該部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの                  | 2,500円  |
|        | 当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの      | 4,700円  |
|        | 当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの     | 7,800円  |
|        | 当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの                | 9,400円  |
|        | (二) 一戸建て住宅以外の住宅                            |         |
|        | 当該部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの                  | 4,300円  |
|        | 当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの      | 8,200円  |
|        | 当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの     | 13,300円 |
|        | 当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの     | 15,900円 |
|        | 当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの   | 22,300円 |
|        | 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの | 31,300円 |
|        | 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの | 50,100円 |
|        | 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの              | 68,900円 |

※1 一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。